

公立大学法人長野大学の財務諸表の承認手続きについて

平成30年3月27日
上田市公立大学法人評価委員会

1 財務諸表承認に係る基本的事項

地方独立行政法人法等の関係法令の規定に基づく、財務諸表の承認に関する基本的な事項は以下のとおりである。

- 法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に上田市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 財務諸表は、根拠法令に則って作成及び提出をする。
- 市民・地域・産業界・学生・保護者・卒業生・高校生など地域社会に対し、法人の会計情報を明らかにする。

以上を踏まえ、市長が行う財務諸表の承認は、次の観点から行う。

- (1) 合規性の遵守
地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成・提出がなされているか。
- (2) 表示内容の適正性
財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準の適合等の観点から適正なものとなっているか。

2 財務諸表承認に当たって確認する内容

- (1) 合規性の遵守
 - a 提出期限は遵守されたか(6月末日)
 - b 必要書類は全て提出されたか。
 - ① 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に
関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書)
 - ② 決算報告書
 - ③ 事業報告書
 - ④ 監査報告
 - c 監事の意見に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

- a 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏は無いか。
- b 計数は整合しているか。
- c 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合が取れているか。
- d 市から交付された運営費交付金に係る会計処理は適正か。

3 財務諸表承認手続きの流れ

